

宮川用水第二期農業水利事業所交渉(全農林労働組合東海地方本部三重農政分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成24年1月18日(水)17:20~17:43(23分)

2. 場 所：宮川用水第二期農業水利事業所大会議室

3. 出席者：

宮川用水第二期農業水利事業所	丹羽啓文	所長
同	乗原幹也	次長
同	田口耕実	庶務課長

全農林労働組合三重農政分会	辻川雅彦	副委員長
同	筒井孝典	執行委員

4. 議 題：要求書（超過勤務の縮減について、新たな人事評価制度について）

5. 議事概要

○田口庶務課長：只今から、申し入れのありました交渉につきまして、1月5日の津地域センターでの予備交渉が行われ取り決めた事項に基づきまして交渉を始めさせていただきます。

本日の交渉に当たり、司会を務めさせていただく宮川用水第二期農業水利事業所庶務課長の田口です。

○辻川副委員長：要求書について提出すると共に読み上げますのでその後回答願います。要求書の内容は、1項目として超過勤務の縮減について、2項目として新たな人事評価制度についてである。

○丹羽所長：まず1項目の超過勤務の縮減についてですが、健康管理の面でも当然重要なことであるし、有意義な人生を送るためには、仕事以外の家族サービス、趣味等が充実すれば仕事にも良い影響を与えらると思う。すでにご存じのとおり水曜日、金曜日に定時退庁日として取り組んでいる。また、本省農村振興局、東海農政局整備部の完全定時退庁日についても取り組んでいる。平成24年1月から、給料日についても本省農村振興局、東海農政局整備部の完全定時退庁日と同様の扱いとして取り組んでいる。人事評価における事業所の組織目標においても、事業所内での情報の共有化による作業の手戻りを防止すること、管理職が声掛けを行うこと、事前命令の徹底等により対前年より1割以上超過勤務時間を減らすことを目標にしている。私どもも超過勤務の縮減については重要なことだと認識している。一緒になって超過勤務が縮減するように努めて参りたい。

2項目の新たな人事評価制度について、要求の趣旨は、期首及び期末面談などにより職員の能力開発のために指導助言を丁寧に行うことと理解している。要望の趣旨のとおりやっけていかなければならないし、そのように常に心がけている。また、皆さんとコミュニケーションを図り行っている。期首及び期末を含めて指導、助言を丁寧に行うようにしたい。働きやすい、過ごしやすい職場となるよう努めて参りたい。

○辻川副委員長：超過勤務の縮減について、年度末及び閉所年度を控え超過勤務が無くなることはないと認識している。しかし、メリハリは必要である。管理職も声掛けをしていると思うが、超過勤務の必要性、また、何時までを目標にするかといったような指導を行っても良いのではないかと。声掛けをすることによりお互いがコスト意識を持つと超勤に対する意識も変わってくるのではないかと。

○筒井執行委員：工事積算を続けて仕事をしている場合その日の内にやると言うよりも週単位の時間を要するようなこともある。大変難しいところではあるが、作業分担であったりとかそのような仕事の割り振りも考えていただきたい。

○丹羽所長：仕事の割り振りについては、現場技術員の活用をしていただいているところ。現場技術員の契約については、本省の協議事項となっている。当事業所では、そういう活用もしている。業務分担については、なかなか難しいところがある。係員も少ないところで現場技術員の活用について要求して参りたい。また、超勤の縮減については、コスト意識を持ち減らしていこうとする動き、農政局からもご指導いただいている状況である。超勤問題は、能力の話しに繋がるので難しいところ。超過勤務に対する取組について、仕事への高い意識をつぶすようなことにならないようにと思っている。しかし、コスト意識を考えると超過勤務を減らしていかなければならない。健康管理と余暇を充実させることが良い人生につながると思う。それが仕事にも良い影響を与える。なるべく超過勤務を少なくして、充実した生活が出来るようにしていくべきである。定時退庁日はなるべく帰るようにメリハリを付けていただくように指導して参りたい。

○辻川副委員長：引き続き超過勤務の縮減に向けよろしく願います。ありがとうございました。

○田口庶務課長：とくに無いようなので、これをもって要求書に対する交渉を終了する。

11全農林三重農政分会要求第1号
2012年1月18日

宮川用水第二期農業水利事業所長
所長 丹羽 啓文 殿

全農林労働組合東海地方本部
三重農政分会
委員長 小森 肇



要 求 書

私たち農林水産省に働く組合員の労働条件は、総人件費削減による連年の定員削減や配置転換などにより悪化が進行するとともに、国の出先機関見直しや組織改革による先行きの不透明感から、将来に対する不安感がかつてないほど増大しています。また、新たな農政展開に十分対応するためには、各職場における労使間の意思疎通と、組合員の労働条件確保は必要不可欠なものとなっています。

貴職におかれましては、私たちの労働条件確保の観点から、下記事項の解決に向け最大限の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 超過勤務の縮減について

厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効性ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。また、超過勤務手当については全額支給すること。

2. 新たな人事評価制度について

期首・期末面談に当たっては、人材育成・能力開発に資する制度となるよう、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上